

くらしの情報ガイド

お知らせ

狩猟免許試験のご案内
 回 講習会... 9月2日(土) 9時30分～
 知識・適正試験... 9月17日(日) 13時30分～
 技能試験... 10月1日(日) 9時30分～
 回 兵庫県中央労働センター 第1種猟銃、第2種猟銃、わな・網、わな限定(新設)、網限定(新設) 回 8月21日～9月1日の間に右記へ 回 試験: 阪神南泉民農林課(06-4868-5092) / 講習会: 泉猟友会(078-361-8127)

中学校卒業程度認定試験について
 回 試験日: 11月6日(月) 回 就学義務猶予免除者等で平成19年3月31日までに満15歳以上になるかた等 回 県職員会館 回 8月25日～9月12日までに下記へ 回 県教育委員会義務教育課(078-362-3773)

日曜日納税と納付相談
 回 8月27日(日) 9時～17時 回 市税の納付相談(課税内容の照会および申告はできません) 北館地下1階(西側)入口から会場へ。車で来庁は南玄關前の駐車スペースへ。
 平成19年市民ステージ参加団体募集
 回 平成19年10月5日～11月11日のルナ・ホール空き日を文化活動の成果発表の場として提供 回 市民主体の団体 回 8月31日までに申請書を市民センターへ提出 回 市民センター(031-4995) 火曜日休館

法律相談(弁護士による特別相談)
 回 9月7日(木) 回 健康福祉事務所 回 母子・父子家庭および寡婦のかた 回 8月28日(月)までに右記へ 回 こども課(038-2045)

地域福祉に関する市民意識調査
 地域福祉計画を策定するにあたり、市民2,500人(無作為抽出)を対象に、意識調査を実施しています。地域福祉計画は、地域で安心して暮らすための仕組みづくりなど地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める指針となる計画です。ご協力いただいたいる皆さんの調査の回答期限は8月16日(水)となっています。また回答をされていないかたは、ご協力くださいますようお願いいたします。 回 保健福祉部総務課(038-2040)

納期

8月31日まで
 個人市民税・県民税(第2期分) / 課税課市民税担当(緯38-2016)
 法人市民税・事業所税(6月30日決算の法人等) / 課税課管理担当(緯38-2015)
 個人事業税(第1期分) / 尼崎県税事務所個人課税課(緯06-6481-4175)
 介護保険料第2期 / 高年福祉課介護保険担当(緯38-2046)～納付は便利な口座振替で～

障害福祉計画の市民委員を募集

障害者自立支援法に基づき、障がいのあるかたの自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とした芦屋市障害福祉計画の策定を予定しています。その策定に向けた市民委員を募集します。
 活動 10月～平成19年3月(予定)・月1回程度 対象 18歳以上の市民(2人程度) 応募方法 8月31日(木) <消印有効>までに、住所・氏名・電話番号・生年月日・性別を記入し、作文「障がいのあるかたに思うこと」(800字以内)を添えて下記へ提出してください。 書式自由・原稿は返却しません。
 お問い合わせ 障害福祉課 038-2043/FAX38-2178(〒659-8501) 住所不要)

ラポルテ市民サービスコーナー

窓口ご利用時間
 平日(月～金曜日) 午前10時～午後7時
 土・日・祝日 午前10時～午後5時
 休業日 8月17日(木)・9月14日(木) 8月20日10時～13時30分まで停電のため証明書の発行不可
 交付内容 住民票の写し、印鑑登録証明書・戸籍全部・個人事項証明・市民税県民税課税証明書・固定資産課税台帳記載事項証明書等
 【ご注意】土・日・祝日と、平日の午後5時15分以降は、戸籍・除籍・改正原戸籍謄抄本や税務証明等は申請受付のみで、証明書発行は翌開庁日となります。各種届出・登録の手続きは、市役所市民課へ。
 お問い合わせ ラポルテ市民サービスコーナー 緯31-3130

催し

敬老会の開催
 回 9月9日(土) 13時30分～15時30分
 回 ルナ・ホール 回 お祝いの式典と余興
 回 今年70歳(昭和11年生まれ)のかた今年数え77歳・喜寿(昭和5年生まれ)のかた今年数え88歳・米寿(大正8年生まれ)のかた今年数え99歳・白寿(明治41年生まれ)のかたのかたに案内送付(9月上旬) 回 高年福祉課(038-2044) 078-361-8127)

タイ国際園芸博覧会の視察団募集
 回 10月30日～11月4日 平成19年1月13日～18日 回 タイ王国で開催される国際園芸博覧会をはじめ、ラン栽培などの施設を調査視察する6日間のツアー 回 各36人 回 99,800円 回 9月15日(金) 11月30日(木)まで 回 園芸路花博記念事業協会(0799-75-2100)

肥前有田焼(白磁大皿に上絵付け講座)
 回 8月27日(日) 9時～12時 回 課税内容の照会および申告はできません) 北館地下1階(西側)入口から会場へ。車で来庁は南玄關前の駐車スペースへ。
 平成19年市民ステージ参加団体募集
 回 平成19年10月5日～11月11日のルナ・ホール空き日を文化活動の成果発表の場として提供 回 市民主体の団体 回 8月31日までに申請書を市民センターへ提出 回 市民センター(031-4995) 火曜日休館

講習・講座

海浜公園プールからのお知らせ
 回 回 回 後期教室会員募集: 第4期・10月18日 / 第5期・平成19年1月16日～水泳教室(4歳～60歳以上まで各コースあり) アクアリズム(4歳～就学前) 健康体操(一般～60歳以上まで各コースあり) 回 回 回 海浜公園プール 回 回 専用往復はがきで8月27日(日) <必着>までに郵送または持参。応募多数の場合は抽選 回 海浜公園プール(022-8861)

用途地域・高度地区等変更の市素案閲覧

第5回用途地域見直しに伴い、芦屋市における用途地域等の変更素案を作成しました。次のとおり閲覧します。この案についての意見のあるかたは、閲覧期間満了の日までに文書等で提出してください。
 【閲覧期間等】 件名 阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)用途地域・高度地区・防火地域の変更市素案の閲覧 期間 8月17日～9月5日(平日執務時間内) 場所 都市計画課
 【用途地域見直しの対象地区】
 平成16年度に策定した「芦屋市都市計画マスタープランのまちづくり」方針に基づき、南芦屋浜地区において今後の土地利用計画が確定した地区、芦屋浜地区において土地利用計画の変更が明確になった地区、住民主体による地区レベルのまちづくりが具体化した地区を見直しの対象とし、4地区について見直しを行います。また、高度地区・防火地域を合わせて活用します。
 詳しくは、市ホームページで。

フェニックス

小さな負担(年5,000円)で、大きな支援(最高600万円)!
 被災者の住宅再建を支援する「相互扶助制度」です。申し込みは、県・市・郵便局の申込書を郵送するだけ。自治会・婦人会等による、とりまとめ加入も可能です。詳しくは、県住宅再建共済基金ホームページ(http://web.pref.hyogo.jp/jutakukyosai/)をご覧ください。
 お問い合わせ 都市計画課 038-2073

フェニックス

兵庫県住宅再建共済制度
 お問い合わせ 住宅課 038-2026

平成19年度市職員募集

一般技術職(電気) <平成19年4月1日採用予定・1人>
 受験資格 昭和54年4月2日以降に出生し、学校教育法による4年制大学・短期大学・高等専門学校または専修学校専門課程(修了年限2年以上)で、当該専門課程を修了して卒業または平成19年3月までに卒業見込みの人で、第3種以上の電気主任技術者免状を有する人、または平成19年3月までに取得見込みの人 募集期間 8月15日～24日 <必着> 試験 9月17日(日) / 芦屋市役所 問い合わせ 人事課(038-2019)

栄養職 <平成19年4月1日採用予定・1人>
 受験資格 昭和46年4月2日以降に出生し、管理栄養士免許を有する人または平成19年3月までに取得見込みの人 募集期間 8月15日～24日 <必着> 試験 9月17日(日) / 芦屋市役所 問い合わせ 人事課(038-2019)

消防職 <平成19年4月1日採用予定・1人>
 受験資格 《大学卒》昭和56年4月2日以降に出生し、学校教育法による4年制大学を卒業した人、または平成19年3月までに卒業見込みの人 / 《短大卒または高等専門学校等卒》昭和58年4月2日以降に出生の人で、学校教育法による短期大学・高等専門学校もしくは専修学校専門課程(修了年限2年以上)を卒業した人、または平成19年3月までに卒業見込みの人 / 《高校卒》昭和60年4月2日以降に出生の人で、学校教育法による高等学校を卒業した人、または平成19年3月までに卒業見込みの人 募集期間 8月15日～25日 <必着> 試験 9月17日(日) / 精道中学校 問い合わせ 消防本部総務課(038-2095)

【応募方法】
 *採用案内は、8月15日(火)から市役所本庁舎北・南館受付、人事課・消防本部総務課で配布します。(市ホームページからもダウンロードできます)
 *受験を希望される人は、所定の受験申込書・受験票等の必要書類をそろえ、期日までに申し込んでください。
 *持参のかたは、募集期間の平日午前9時から午後5時15分(正午～午後0時45分を除く)に、人事課または消防本部総務課へ提出してください。
 *郵便で採用案内を請求される場合は、必ず140円切手を貼った返信用封筒(郵便2号)を同封してください。また、郵便で受験申し込みをする人は、各募集期間最終日の午後5時15分 <必着>までに送付してください。

出前講座のご案内
 消費生活センターでは、10人以上のグループからの依頼があれば、ご希望の場所へ出向いて講座を行っています。消費生活相談の事例をもとに、その時々多発している悪質商法や商品情報等について、またご希望に応じてリサイクル手芸教室も行っていきます。日時・テーマについてご希望をお知らせください。

消費生活センター事業

消費生活センターでは、悪質商法、食品・商品情報、省エネ、金融知識、相談先情報など、消費生活に関するトラブルの相談や図書・ビデオ貸出など、情報提供を行っています。また、くらしのセミナーやリサイクル手芸・料理教室等さまざまな講座・教室を開催しています。お気軽に立ち寄りください。

困ったときは、お早めに消費生活センターへご相談ください

悪質業者の甘い言葉や強引さに惑わされないで、いろいろなものははっきり断ることが肝心です。どんな場合でも、その場で契約せず、家族や周りの人に相談しましょう。
 消費者を守るクーリングオフ制度
 クーリングオフ「解約通知書」の記載例
 私(消費者)は、貴社と次の契約をしましたが、解除します。
 契約日 平成 年 月 日
 商品名
 商品金額
 契約金額
 販売店住所
 販売店名
 私が支払った代金は返金してください。
 受け取った商品はお引き取りください。
 平成 年 月 日

住宅用火災警報器

ご存知ですか?
 住宅用火災警報器
 平成十八年六月一日から、消防法、および「芦屋市火災予防条例」で、「一般住宅新築・既存住宅」において、火災警報器の設置が義務付けられました。
 このうち、既存住宅については五年間の猶予期間がありますが、この法改正に伴って、悪質な業者により、不当に高額・悪質な商品を売りつけてくる恐れがあります。消防署が直接販売したり、業者に委託販売させたりすることはあきらめず、不審に思ったら、はっきりと断りましょう。
 なお、火災警報機には、電池式と電池交換のいらぬA/C電源式とがあり、簡単に取り付けられる壁掛けタイプと天井に取り付けるタイプ、また兼用タイプがあります。いずれも、家電量販店やホームセンターなどで購入できます。
 購入する場合には、日本消防検定協会の鑑定合格証のNSマークがついた製品を選びましたよ。

フェニックス

兵庫県住宅再建共済制度
 お問い合わせ 住宅課 038-2026

困ったときは、お早めに消費生活センターへご相談ください

悪質業者の甘い言葉や強引さに惑わされないで、いろいろなものははっきり断ることが肝心です。どんな場合でも、その場で契約せず、家族や周りの人に相談しましょう。
 消費者を守るクーリングオフ制度
 クーリングオフ「解約通知書」の記載例
 私(消費者)は、貴社と次の契約をしましたが、解除します。
 契約日 平成 年 月 日
 商品名
 商品金額
 契約金額
 販売店住所
 販売店名
 私が支払った代金は返金してください。
 受け取った商品はお引き取りください。
 平成 年 月 日

訪問販売などの特定の取引で商品やサービスの契約をしたとき、「契約をやめたい」と思ったら、契約書面を受け取ってから一定の期間内であれば無条件で解約できる制度です。
 はがきに「解約通知」(左記参照)を書き、郵便局から配達記録郵便で出しましよう。
 クーリングオフの期間は、取引内容によって異なります。
 お早めに、消費生活センターへご相談ください。

ある日職場で、「四年前に受講した行政学講座が終了していないので、新テキストを購入し、講座が終了した受講印をもらう必要がある」との電話がかかってきた。周りの目もあるので、あいまいな返事をしていたら、教材が届いてしまし、困った。
 四年前の契約はすでに終了しており、今回の契約とは無関係です。この件は資格講座を受講した人の名簿をもとに新たな契約をせまる「二次販売」と考えられます。電話勧誘の場合、8日間のクーリングオフ期間があるため、クーリングオフ通知を出し、解

約することができました。
 《事例》水漏れ修理代のトラブル
 トイレの水が止まらなくなったので、チラシの業者に修理してもらったところ、高額な料金を請求された。自分から来訪を請うたので、訪問販売には該当しない。したがって、クーリングオフの適用はありません。チラシの業者の中には法外な料金を請求してくる場合もありますので、十分注意しましょう。支払うことは減額交渉も難しく、取り戻すことはできません。芦屋市に登録されている下水道指定業者もありですので、慌てないで市役所に問い合わせてください。夜間や休日など市役所が閉まっている場合も、二十四時間体制で情報提供をしています。

《事例》結婚相談所のトラブル
 結婚相談所に約四十万円を払い入会したが、思うように利用できないので解約したいが、応じてもらえない。結婚相手紹介サービスは、法律で中途解約理由なくやめられるが、できるようなっていますので、会員から解約の申し出があったら応じなければなりません。解約料金については、相談所の算定額が法律の規定どおり計算された額がため、規定どおりの金額に訂正してもらいました。

《事例》健康食品のトラブル
 独り暮らしの高齢者が、高額な健康食品を買われ、支払いが滞ったため、信販会社から「訴訟通告書」が届いた。これは高齢者が、短期間だけ開店している店に毎日出向き、健康な話を聞かされる。その場で消費しきれない量の健康食品を、消費者保護条例では過量販売を禁止しているを買わされたものです。
 消費生活センターでは、販売店と交渉し、未開封で賞味期限に猶予のあるものについては返品に応じてもらいました。また、信販会社と返済方法について交渉し、返済可能な額での分割払いに応じてもらえました。

《事例》エステのトラブル
 エステを中途解約する際、契約当初に割引価格で購入したはずの化粧品が、通常価格で請求された。
 エステや外国語学校など、特定継続的役務取引における中途解約の精算は、「特定取引法」で契約時の単価で行うことが定められています。化粧品と、「契約書」に記載されている化粧品との代金異なるので、提示された精算には応じられず、交渉したところ、計算し直し化粧品の精算額が半額になりました。

《事例》資格講座のトラブル
 ある日職場で、「四年前に受講した行政学講座が終了していないので、新テキストを購入し、講座が終了した受講印をもらう必要がある」との電話がかかってきた。周りの目もあるので、あいまいな返事をしていたら、教材が届いてしまし、困った。
 四年前の契約はすでに終了しており、今回の契約とは無関係です。この件は資格講座を受講した人の名簿をもとに新たな契約をせまる「二次販売」と考えられます。電話勧誘の場合、8日間のクーリングオフ期間があるため、クーリングオフ通知を出し、解

《事例》結婚相談所のトラブル
 結婚相談所に約四十万円を払い入会したが、思うように利用できないので解約したいが、応じてもらえない。結婚相手紹介サービスは、法律で中途解約理由なくやめられるが、できるようなっていますので、会員から解約の申し出があったら応じなければなりません。解約料金については、相談所の算定額が法律の規定どおり計算された額がため、規定どおりの金額に訂正してもらいました。

《事例》健康食品のトラブル
 独り暮らしの高齢者が、高額な健康食品を買われ、支払いが滞ったため、信販会社から「訴訟通告書」が届いた。これは高齢者が、短期間だけ開店している店に毎日出向き、健康な話を聞かされる。その場で消費しきれない量の健康食品を、消費者保護条例では過量販売を禁止しているを買わされたものです。
 消費生活センターでは、販売店と交渉し、未開封で賞味期限に猶予のあるものについては返品に応じてもらいました。また、信販会社と返済方法について交渉し、返済可能な額での分割払いに応じてもらえました。

《事例》エステのトラブル
 エステを中途解約する際、契約当初に割引価格で購入したはずの化粧品が、通常価格で請求された。
 エステや外国語学校など、特定継続的役務取引における中途解約の精算は、「特定取引法」で契約時の単価で行うことが定められています。化粧品と、「契約書」に記載されている化粧品との代金異なるので、提示された精算には応じられず、交渉したところ、計算し直し化粧品の精算額が半額になりました。

《事例》資格講座のトラブル
 ある日職場で、「四年前に受講した行政学講座が終了していないので、新テキストを購入し、講座が終了した受講印をもらう必要がある」との電話がかかってきた。周りの目もあるので、あいまいな返事をしていたら、教材が届いてしまし、困った。
 四年前の契約はすでに終了しており、今回の契約とは無関係です。この件は資格講座を受講した人の名簿をもとに新たな契約をせまる「二次販売」と考えられます。電話勧誘の場合、8日間のクーリングオフ期間があるため、クーリングオフ通知を出し、解

《事例》結婚相談所のトラブル
 結婚相談所に約四十万円を払い入会したが、思うように利用できないので解約したいが、応じてもらえない。結婚相手紹介サービスは、法律で中途解約理由なくやめられるが、できるようなっていますので、会員から解約の申し出があったら応じなければなりません。解約料金については、相談所の算定額が法律の規定どおり計算された額がため、規定どおりの金額に訂正してもらいました。

《事例》健康食品のトラブル
 独り暮らしの高齢者が、高額な健康食品を買われ、支払いが滞ったため、信販会社から「訴訟通告書」が届いた。これは高齢者が、短期間だけ開店している店に毎日出向き、健康な話を聞かされる。その場で消費しきれない量の健康食品を、消費者保護条例では過量販売を禁止しているを買わされたものです。
 消費生活センターでは、販売店と交渉し、未開封で賞味期限に猶予のあるものについては返品に応じてもらいました。また、信販会社と返済方法について交渉し、返済可能な額での分割払いに応じてもらえました。

《事例》エステのトラブル
 エステを中途解約する際、契約当初に割引価格で購入したはずの化粧品が、通常価格で請求された。
 エステや外国語学校など、特定継続的役務取引における中途解約の精算は、「特定取引法」で契約時の単価で行うことが定められています。化粧品と、「契約書」に記載されている化粧品との代金異なるので、提示された精算には応じられず、交渉したところ、計算し直し化粧品の精算額が半額になりました。

《事例》資格講座のトラブル
 ある日職場で、「四年前に受講した行政学講座が終了していないので、新テキストを購入し、講座が終了した受講印をもらう必要がある」との電話がかかってきた。周りの目もあるので、あいまいな返事をしていたら、教材が届いてしまし、困った。
 四年前の契約はすでに終了しており、今回の契約とは無関係です。この件は資格講座を受講した人の名簿をもとに新たな契約をせまる「二次販売」と考えられます。電話勧誘の場合、8日間のクーリングオフ期間があるため、クーリングオフ通知を出し、解

《事例》結婚相談所のトラブル
 結婚相談所に約四十万円を払い入会したが、思うように利用できないので解約したいが、応じてもらえない。結婚相手紹介サービスは、法律で中途解約理由なくやめられるが、できるようなっていますので、会員から解約の申し出があったら応じなければなりません。解約料金については、相談所の算定額が法律の規定どおり計算された額がため、規定どおりの金額に訂正してもらいました。

《事例》健康食品のトラブル
 独り暮らしの高齢者が、高額な健康食品を買われ、支払いが滞ったため、信販会社から「訴訟通告書」が届いた。これは高齢者が、短期間だけ開店している店に毎日出向き、健康な話を聞かされる。その場で消費しきれない量の健康食品を、消費者保護条例では過量販売を禁止しているを買わされたものです。
 消費生活センターでは、販売店と交渉し、未開封で賞味期限に猶予のあるものについては返品に応じてもらいました。また、信販会社と返済方法について交渉し、返済可能な額での分割払いに応じてもらえました。

《事例》エステのトラブル
 エステを中途解約する際、契約当初に割引価格で購入したはずの化粧品が、通常価格で請求された。
 エステや外国語学校など、特定継続的役務取引における中途解約の精算は、「特定取引法」で契約時の単価で行うことが定められています。化粧品と、「契約書」に記載されている化粧品との代金異なるので、提示された精算には応じられず、交渉したところ、計算し直し化粧品の精算額が半額になりました。

《事例》資格講座のトラブル
 ある日職場で、「四年前に受講した行政学講座が終了していないので、新テキストを購入し、講座が終了した受講印をもらう必要がある」との電話がかかってきた。周りの目もあるので、あいまいな返事をしていたら、教材が届いてしまし、困った。
 四年前の契約はすでに終了しており、今回の契約とは無関係です。この件は資格講座を受講した人の名簿をもとに新たな契約をせまる「二次販売」と考えられます。電話勧誘の場合、8日間のクーリングオフ期間があるため、クーリングオフ通知を出し、解

《事例》結婚相談所のトラブル
 結婚相談所に約四十万円を払い入会したが、思うように利用できないので解約したいが、応じてもらえない。結婚相手紹介サービスは、法律で中途解約理由なくやめられるが、できるようなっていますので、会員から解約の申し出があったら応じなければなりません。解約料金については、相談所の算定額が法律の規定どおり計算された額がため、規定どおりの金額に訂正してもらいました。

《事例》健康食品のトラブル
 独り暮らしの高齢者が、高額な健康食品を買われ、支払いが滞ったため、信販会社から「訴訟通告書」が届いた。これは高齢者が、短期間だけ開店している店に毎日出向き、健康な話を聞かされる。その場で消費しきれない量の健康食品を、消費者保護条例では過量販売を禁止しているを買わされたものです。
 消費生活センターでは、販売店と交渉し、未開封で賞味期限に猶予のあるものについては返品に応じてもらいました。また、信販会社と返済方法について交渉し、返済可能な額での分割払いに応じてもらえました。

平成17年度 消費生活相談のまとめ 苦情件数減少の一方で手口は巧妙化 若者・高齢者のトラブル増加

平成17年度に消費生活センターで受け付けた相談件数は1,478件で、前年度に比べ26%と急激に減りました。これは、出前講座や防犯グループによる啓発活動の成果とも考えられます。しかし、さらに手口は巧妙になり、インターネット・携帯電話等のワンクリック請求やマンション・住宅の売買契約、リフォーム工事等のトラブルはまだ多くを占めています。苦情の相談事例を参考に、隣近所で声をかけ合うなど情報を確認し、被害者にならないようご注意ください。

相談事例

《事例》エステのトラブル
 エステを中途解約する際、契約当初に割引価格で購入したはずの化粧品が、通常価格で請求された。
 エステや外国語学校など、特定継続的役務取引における中途解約の精算は、「特定取引法」で契約時の単価で行うことが定められています。化粧品と、「契約書」に記載されている化粧品との代金異なるので、提示された精算には応じられず、交渉したところ、計算し直し化粧品の精算額が半額になりました。

《事例》資格講座のトラブル
 ある日職場で、「四年前に受講した行政学講座が終了していないので、新テキストを購入し、講座が終了した受講印をもらう必要がある」との電話がかかってきた。周りの目もあるので、あいまいな返事をしていたら、教材が届いてしまし、困った。
 四年前の契約はすでに終了しており、今回の契約とは無関係です。この件は資格講座を受講した人の名簿をもとに新たな契約をせまる「二次販売」と考えられます。電話勧誘の場合、8日間のクーリングオフ期間があるため、クーリングオフ通知を出し、解

《事例》結婚相談所のトラブル
 結婚相談所に約四十万円を払い入会したが、思うように利用できないので解約したいが、応じてもらえない。結婚相手紹介サービスは、法律で中途解約理由なくやめられるが、できるようなっていますので、会員から解約の申し出があったら応じなければなりません。解約料金については、相談所の算定額が法律の規定どおり計算された額がため、規定どおりの金額に訂正してもらいました。

《事例》健康食品のトラブル
 独り暮らしの高齢者が、高額な健康食品を買われ、支払いが滞ったため、信販会社から「訴訟通告書」が届いた。これは高齢者が、短期間だけ開店している店に毎日出向き、健康な話を聞かされる。その場で消費しきれない量の健康食品を、消費者保護条例では過量販売を禁止しているを買わされたものです。
 消費生活センターでは、販売店と交渉し、未開封で賞味期限に猶予のあるものについては返品に応じてもらいました。また、信販会社と返済方法について交渉し、返済可能な額での分割払いに応じてもらえました。

《事例》エステのトラブル
 エステを中途解約する際、契約当初に割引価格で購入したはずの化粧品が、通常価格で請求された。
 エステや外国語学校など、特定継続的役務取引における中途解約の精算は、「特定取引法」で契約時の単価で行うことが定められています。化粧品と、「契約書」に記載されている化粧品との代金異なるので、提示された精算には応じられず、交渉したところ、計算し直し化粧品の精算額が半額になりました。

《事例》資格講座のトラブル
 ある日職場で、「四年前に受講した行政学講座が終了していないので、新テキストを購入し、講座が終了した受講印をもらう必要がある」との電話がかかってきた。周りの目もあるので、あいまいな返事をしていたら、教材が届いてしまし、困った。
 四年前の契約はすでに終了しており、今回の契約とは無関係です。この件は資格講座を受講した人の名簿をもとに新たな契約をせまる「二次販売」と考えられます。電話勧誘の場合、8日間のクーリングオフ期間があるため、クーリングオフ通知を出し、解

《事例》結婚相談所のトラブル
 結婚相談所に約四十万円を払い入会したが、思うように利用できないので解約したいが、応じてもらえない。結婚相手紹介サービスは、法律で中途解約理由なくやめられるが、できるようなっていますので、会員から解約の申し出があったら応じなければなりません。解約料金については、相談所の算定額が法律の規定どおり計算された額がため、規定どおりの金額に訂正してもらいました。

《事例》健康食品のトラブル
 独り暮らしの高齢者が、高額な健康食品を買われ、支払いが滞ったため、信販会社から「訴訟通告書」が届いた。これは高齢者が、短期間だけ開店している店に毎日出向き、健康な話を聞かされる。その場で消費しきれない量の健康食品を、消費者保護条例では過量販売を禁止しているを買わされたものです。
 消費生活センターでは、販売店と交渉し、未開封で賞味期限に猶予のあるものについては返品に応じてもらいました。また、信販会社と返済方法について交渉し、返済可能な額での分割払いに応じてもらえました。

《事例》エステのトラブル
 エステを中途解約する際、契約当初に割引価格で購入したはずの化粧品が、通常価格で請求された。
 エステや外国語学校など、特定継続的役務取引における中途解約の精算は、「特定取引法」で契約時の単価で行うことが定められています。化粧品と、「契約書」に記載されている化粧品との代金異なるので、提示された精算には応じられず、交渉したところ、計算し直し化粧品の精算額が半額になりました。

《事例》資格講座のトラブル
 ある日職場で、「四年前に受講した行政学講座が終了していないので、新テキストを購入し、講座が終了した受講印をもらう必要がある」との電話がかかってきた。周りの目もあるので、あいまいな返事をしていたら、教材が届いてしまし、困った。
 四年前の契約はすでに終了しており、今回の契約とは無関係です。この件は資格講座を受講した人の名簿をもとに新たな契約をせまる「二次販売」と考えられます。電話勧誘の場合、8日間のクーリングオフ期間があるため、クーリングオフ通知を出し、解

《事例》結婚相談所のトラブル
 結婚相談所に約四十万円を払い入会したが、思うように利用できないので解約したいが、応じてもらえない。結婚相手紹介サービスは、法律で中途解約理由なくやめられるが、できるようなっていますので、会員から解約の申し出があったら応じなければなりません。解約料金については、相談所の算定額が法律の規定どおり計算された額がため、規定どおりの金額に訂正してもらいました。

《事例》健康食品のトラブル
 独り暮らしの高齢者が、高額な健康食品を買われ、支払いが滞ったため、信販会社から「訴訟通告書」が届いた。これは高齢者が、短期間だけ開店している店に毎日出向き、健康な話を聞かされる。その場で消費しきれない量の健康食品を、消費者保護条例では過量販売を禁止しているを買わされたものです。
 消費生活センターでは、販売店と交渉し、未開封で賞味期限に猶予のあるものについては返品に応じてもらいました。また、信販会社と返済方法について交渉し、返済可能な額での分割払いに応じてもらえました。

《事例》エステのトラブル
 エステを中途解約する際、契約当初に割引価格で購入したはずの化粧品が、通常価格で請求された。
 エステや外国語学校など、特定継続的役務取引における中途解約の精算は、「特定取引法」で契約時の単価で行うことが定められています。化粧品と、「契約書」に記載されている化粧品との代金異なるので、提示された精算には応じられず、交渉したところ、計算し直し化粧品の精算額が半額になりました。

《事例》資格講座のトラブル
 ある日職場で、「四年前に受講した行政学講座が終了していないので、新テキストを購入し、講座が終了した受講印をもらう必要がある」との電話がかかってきた。周りの目もあるので、あいまいな返事をしていたら、教材が届いてしまし、困った。
 四年前の契約はすでに終了しており、今回の契約とは無関係です。この件は資格講座を受講した人の名簿をもとに新たな契約をせまる「二次販売」と考えられます。電話勧誘の場合、8日間のクーリングオフ期間があるため、クーリングオフ通知を出し、解

《事例》結婚相談所のトラブル
 結婚相談所に約四十万円を払い入会したが、思うように利用できないので解約したいが、応じてもらえない。結婚相手紹介サービスは、法律で中途解約理由なくやめられるが、できるようなっていますので、会員から解約の申し出があったら応じなければなりません。解約料金については、相談所の算定額が法律の規定どおり計算された額がため、規定どおりの金額に訂正してもらいました。

《事例》健康食品のトラブル
 独り暮らしの高齢者が、高額な健康食品を買われ、支払いが滞ったため、信販会社から「訴訟通告書」が届いた。これは高齢者が、短期間だけ開店している店に毎日出向き、健康な話を聞かされる。その場で消費しきれない量の健康食品を、消費者保護条例では過量販売を禁止しているを買わされたものです。
 消費生活センターでは、販売店と交渉し、未開封で賞味期限に猶予のあるものについては返品に応じてもらいました。また、信販会社と返済方法について交渉し、返済可能な額での分割払いに応じてもらえました。

《事例》エステのトラブル
 エステを中途解約する際、契約当初に割引価格で購入したはずの化粧品が、通常価格で請求された。
 エステや外国語学校など、特定継続的役務取引における中途解約の精算は、「特定取引法」で契約時の単価で行うことが定められています。化粧品と、「契約書」に記載されている化粧品との代金異なるので、提示された精算には応じられず、交渉したところ、計算し直し化粧品の精算額が半額になりました。

市民税	課税標準額	税率	課税標準額	税率
200万円以下	3%	700万円以下	2%	
200万円を超え700万円以下	8%	700万円を超え	3%	
700万円を超える	10%	700万円を超え	3%	

平成19年度から

市民税	課税標準額	税率	課税標準額	税率
一律	6%	一律	4%	